

市内高齢者施設 管理者 様

浜松市高齢者福祉課長 亀田 岳史

浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金について（通知）

日ごろ、本市の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、長引く原油価格・物価高騰等の影響による光熱費等の負担を軽減するため、市内で高齢者施設を運営している施設に対し、下記のとおり補助事業を実施します。

つきましては、補助要件及び対象施設等を御確認の上、補助金の活用を希望される場合は、期日までに交付の申請をしてください。

記

1 補助制度の概要

令和 5 年 6 月 1 日時点で市内において高齢者福祉施設を事業実施しており、令和 6 年 3 月末日まで事業の実施を予定している施設を対象に、光熱費及び食料費の高騰分を対象区分ごとに基本補助額の 2 分の 1 を補助金として交付します。（施設種別ごとの対象経費は「4 対象経費早見表」のとおり）

なお、事業内容の詳細については、下記リンク先に掲載しています。申請に当たっては、下記ホームページに掲載されている要綱及び参考資料等を必ず確認してください。

【浜松市公式ホームページ】

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>高齢者福祉関係事業者の皆様へ>浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金を交付します

2 提出書類等

下記、①②について、それぞれの期限内に登録及び全ての提出書類を提出ください。なお、提出書類の様式等は上記ホームページに格納されています。

①口座情報・法人情報等の登録

補助金の交付を受けることとなる口座番号等の情報の登録をお願いします。なお、補助金の活用を希望しない場合は登録不要です。

【提出方法】

口座情報等は、下記入力フォームから登録してください。

<https://logoform.jp/form/Savd/327338>

※「口座番号」や「受取人名義」等の入力に誤りがあると円滑な振り込みが困難になりますので、入力誤りが起こらないよう御留意ください。

【提出期限】

令和 5 年 7 月 31 日（月）（厳守）

②交付申請

①の登録とは別に、交付要綱に基づく交付申請をしてください。

【提出書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・申請額算出内訳書（第2号様式）
- ・市税納付・納入確認同意書（第3号様式）
- ・暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）
- ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- ・申請書類チェックリスト

【提出先及び提出方法】

提出先：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 高齢者福祉課 施設福祉グループ宛て

提出方法：窓口提出又は郵送

（署名又は記名押印が必要な書類があるため、メールでの提出は一切受けません。）

【提出期限】

令和5年8月18日（金）午後5時必着

※提出期限を過ぎてから申請があったものについては、原則、受けません。

3 留意事項

- ・令和5年度中に事業所を休廃止する場合、当該事業所に係る補助金は全額返還が必要になります。
- ・令和5年4月2日以降に事業を実施した場合の補助金の額は、月割りでの計算となります。
- ・この補助金の交付を受けるに当たっては、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管する必要があります。
- ・静岡県が実施する「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」の支給を受ける場合でも、この補助金の交付を受けることが可能です。

※その他「浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱」の記載内容をよく確認の上、申請してください。

4 対象経費早見表

対象経費	対象施設	備考
光熱費のみ	軽費老人ホーム 生活支援ハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	対象施設は全て特定施設以外
食料費のみ	養護老人ホーム（特定施設）	光熱費は介護保険課へ申請
光熱費・食料費	養護老人ホーム（特定施設以外）	

担当：高齢者福祉課 施設福祉グループ
TEL 053-457-2886 深澤、及部
E-mail : kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp